

ヒューマンライフケア灘 運営規程

(居宅介護)

(事業の目的)

第1条 ヒューマンライフケア株式会社（以下「事業者」という。）が設置するヒューマンライフケア灘（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 4 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 5 前各項の他、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容の他関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 ヒューマンライフケア灘
- 2 所在地 兵庫県神戸市灘区灘北通九丁目1番7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名 (常勤：サービス提供責任者兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」という)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」という)を作成し利用者等及びその家族にその内容を説明すると共に当該居宅介護計画書を交付する。
- (2) 居宅介護計画(以下「居宅介護計画」という。)の作成後において、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。
- (3) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- 3 従業者 6名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の営業日及び営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- 3 サービスの提供にあたっては、第1項の(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(4) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 入浴介助
 - イ 排泄介助
 - ウ 食事介助
 - エ 衣類着脱介助
 - オ 身体の清拭、洗髪介助
 - カ 通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他日常生活を営むために必要な家事援助
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (3) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者からこども家庭庁及び厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 事業所から片道1キロメートル以上で1キロメートルあたり 50円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

6 キャンセル料

サービス利用日の前々日までにキャンセル連絡をなかった場合は下記の料金を徴収する。

① サービス利用日の前々日までにご連絡頂いた場合	無料
② サービス利用日の前日までにご連絡頂いた場合	利用者自己負担額の 50%
③ サービス利用当日の連絡又は連絡がない場合	利用者自己負担額の 100%

* ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は、キャンセル料は不要。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という）を受けた時は当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超える時は指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告すると共に、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、神戸市（中央区・兵庫区・灘区・東灘区）とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 12 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示

の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（衛生管理等）

第 15 条 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密な連携に努める。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するため定期的研修を実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等の禁止)

第 17 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、職員の資質の向上のため、年間計画に基づき研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、サービス完結の日から5年間保存するものとする。

5 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に

基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。

平成22年 9月 1日改定

平成23年 1月 1日改定

平成23年 4月 1日改定

平成23年 7月 1日改定

平成23年12月 1日改定

平成25年 6月 1日改定

平成26年 1月 1日改定

平成26年 2月 1日改定

平成26年 3月 1日改定

平成26年 8月 1日改定

平成26年 9月 1日改定

平成26年10月 1日改定

平成27年 5月 1日改定

平成28年 5月 1日改定

平成28年10月 1日改定

平成29年11月 1日改定

平成29年12月 1日改定

平成30年 9月 1日改定

令和 元年 7月19日改定

令和 元年10月 1日改定 (料金変更)

令和 2年 3月 1日改定

令和 2年 4月 1日改定

令和 2年 7月 1日改定

令和 3年 4月 1日改定

令和 4年 2月 1日改定

令和 4年 4月 1日改定

令和 4年11月 1日改定

令和 5年 3月 1日改定

令和 6年 1月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 7年 9月 1日改定